

令和 6 年度 主要重点施策の実施状況等

～ 令和6年度 第2回岩手地方労働審議会資料 ～

1	誰もが働きやすい職場づくり	2～17
2	ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進	18～24
3	多様な人材の活躍支援	25～33
4	広報の取組みについて	34

注) 1 表の右肩の丸で囲んだ数字は、「令和6年度行政運営方針」の該当ページを表す。

注) 2 特にことわりのない場合は、令和7年1月末現在の数値。

(年度：令和6年4～令和7年1月、年：令和6年1～12月、累計：起算時点～令和7年1月)

注) 3 年度目標を【】で記載。

岩手労働局

1 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 6

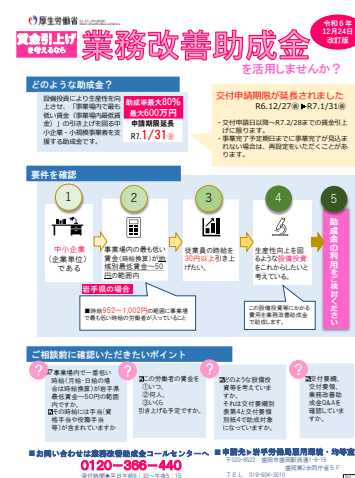
(1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金申請状況

	令和7年度 1月末	令和6年度 1月末	(参考) 令和5年度計
交付申請件数	282	287	280
交付決定件数	233	185	242

- 岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について（リーフレット）
—（R6年9月改訂版）

- 業務改善助成金（R6年12月改訂版）



令和6年度における実施状況

- 県内事業場921社にダイレクトメールを発送し、直接的な周知活動を行うとともに、最低賃金引上げの周知に併せ、要請文書及び労働局独自リーフレット等の送付により周知広報を行った。
- 労働局と岩手県の支援制度等をまとめた「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」（リーフレット）を作成し、双方の幹部等が経営者団体、商工団体、労働組合を訪問し周知要請を行う。また、ハローワーク幹部が各自治体を訪問し周知要請を行った。
- 制度の活用促進のため、関係団体に周知協力依頼の文書要請を行った。
- 引き続き助成金の活用について周知するとともに、各種会合等の機会をとらえ、制度説明及び周知に努めた。
- 最低賃金引上げに関する当局所掌の支援制度（助成金制度等）の他、中小企業庁・よろず支援拠点等と連携した周知広報等を行った。

1 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 7

(2) 「年収の壁」を意識せず働くことができる職場づくり

○「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づきキャリアアップ助成金

「社会保険適用時処遇改善コース」や「正社員化コース」の活用勧

奨等

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の周知・利用促進

	令和7年度 1月末	令和6年度 1月末	(参考) 令和5年度計
計画届受理件数	66	59	73

※キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)は令和5年10月新設

○職務分析・職務評価の導入支援、職務給導入や配偶者手当見直しの

推奨

年収の壁 こんな不安はありませんか？
(従業員向けパンフ)



キャリアアップ助成金 (YouTube動画)



令和6年度における実施状況

○年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりの後押しとして、「年収の壁・支援強化パッケージ」をHPに掲載し、キャリアアップ助成金や配偶者手当の見直しについて周知を行うとともに、年金事務所主催の講習会（5市町村13回開催）において、キャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コースや正社員化コース等と配偶者手当の見直しについて説明を行った。

○10月の社会保険適用拡大に向けて、キャリアアップ助成金の活用促進のため、市町村へ周知協力依頼の文書要請を行うとともに、ラジオによる広報を実施した。

○岩手働き方改革推進支援センターの専門家による「職務分析・職務評価」の導入支援を行うとともに、コンサルティングを通じて、職務給の導入や配偶者手当の見直しについて働きかけを行った。

1 誰もが働きやすい職場づくり

P6~7

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

○ 最低賃金制度の適切な運営

令和6年度における実施状況

○最低賃金審議会の運営に当たり、公労使の議論を深められるよう積極的に情報収集を行い、審議会委員に対して提供を行うなど最低賃金審議会の円滑な審議運営に努めた。

○岩手県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金について、ポスター及び各種リーフレットを送付し、県内全33市町村広報誌等への掲載を依頼、県内の行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に広報依頼を行った。
結果、令和7年1月までに県内全33市町村全広報誌に掲載された。

○最低賃金の履行確保を図るため、令和7年1月から3月までの間に集中的に最賃監督を実施した。(計画件数約490件)



岩手県 最低賃金

令和6年
10月27日から
時間額

952 円

毎年比
59円 UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げのための支援情報を掲載しています。

中小企業経営者の方へ

最賃改善助成金

必ずチェック! 最低賃金!

岩手県最低賃金

令和6年10月27日発効 時間額 **952円**

年制やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者(パート・タイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。既に最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を差支なければならない。
- 最低賃金の計算には、精糖動手賃、運動動手賃、寒暑動手賃、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれない。
- 無期労働に従事する労働者等については、若手労働局長の許可(最低賃金の減額特別許可)を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業主に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他の不利な取扱いをすることは禁止されています。

岩手県の特定(産業別)最低賃金		
●以下の6産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。 ※適用となる産業については、裏面を参照してください。 なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、若手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 異業又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 下記(A)及び(B)の業務に主として従事する者		
産業名	時間額	効力発生日
鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業	1,008 円	令和7年1月22日
光学機械器具・レンズ、時計・時計部品製造業	985 円	令和7年1月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975 円	令和7年1月22日
自動車小売業	1,004 円	令和7年1月22日
各種商品小売業	952 円	平成28年12月11日767円。若手県最低賃金を下回っていますので、若手県最低賃金が適用されます。
百貨店、総合スーパー	952 円	平成30年12月28日800円。若手県最低賃金を下回っていますので、若手県最低賃金が適用されます。

詳しくは、若手労働局労働基準部員室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働基準部員室 電話: 019-604-3030 岩手労働基準部員室 電話: 019-62-6455
 岩手労働基準部員室 電話: 019-604-2530 岩手労働基準部員室 電話: 019-23-5231
 岩手労働基準部員室 電話: 019-23-0051 岩手労働基準部員室 電話: 019-23-5231
 岩手労働基準部員室 電話: 019-23-4125 大船渡: 0192-26-5231
 岩手労働基準部員室 電話: 0195-23-4131

岩手労働局 若手労働局 (R7.1)

1 誰もが働きやすい職場づくり

P 7

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

○ 家内労働対策の推進等

令和6年度における実施状況

- 全ての家内労働委託者に対して「岩手の最低工賃(最低工賃金額表)」を送付し、岩手県既製洋服製造業最低工賃(令和4年6月1日改正)及び岩手県電気機械器具製造業最低工賃(令和3年6月1日改正)について、周知広報を行った。(委託者数100件)
- 「第14次最低工賃新設・改正計画」等により「岩手県電気機械器具製造業最低工賃」の改正決定に係る諮問を行い、具体的な調査審議を行う「最低工賃専門部会」においては、適切な資料や情報提供を行う等円滑な部会運営に努めた。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



厚生労働省

厚生労働省

家内労働の安全衛生に関する情報が満載
家内労働者が安全で健康に働くためのポータルサイト

『家内労働 あんぜんサイト』
OPEN!!

委託者が行うべき措置や依頼についてのポイントを解説

家内労働者が安全かつ健康に働くためのポイントを解説

「かもしれない」という気持ちを持って作業をしよう!

委託者向け情報

家内労働者の権利・義務

家内労働者の安全・健康

家内労働者の労働時間・賃金

家内労働者の労働環境・安全衛生

家内労働者の労働災害・救済

家内労働者の労働相談・支援

家内労働者の労働教育・研修

家内労働者の労働関係・労使関係

家内労働者の労働生活・福祉

家内労働者の労働意識・文化

家内労働者の労働政策・法制

家内労働者の労働経済・産業

家内労働者の労働社会・国際

家内労働者の労働未来・展望

<https://kanairodo.mhlw.go.jp/>

家内労働あんぜんサイト 検索

家内労働の安全衛生確保等に関する総合的な情報提供を行うポータルサイト「家内労働あんぜんサイト」がオープンいたしました。委託者が家内労働者に仕事を委託する際に調べるべき措置、家内労働者の皆さんが安全で健康に働くために役立つ情報などをイラストを交えてわかりやすくご紹介しています。ぜひご活用ください。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P8~10

(1) 長時間労働の抑制

○働き方改革推進支援助成金

	令和7年度 1月末		令和6年度 1月末		(参考) 令和5年度計	
	交付申請 件数	交付決定 件数	交付申請 件数	交付決定 件数	交付申請 件数	交付決定 件数
労働時間短縮・年休 促進支援コース	22	20	21	21	21	21
勤務間インターバル 導入コース	1	1	1	1	1	1
団体推進コース	9	9	5	4	5	5
業種別課題対応コー ス(新規)	10	9	—	—	—	—

○岩手働き方改革推進支援センターの活動

活動内容	令和7年度 1月末		令和6年度 1月末
個別訪問支援	463	【440】	383
セミナー	41	【40】	44
電話等の相談	519	【480】	433

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

令和6年度における実施状況

- 働き方改革推進支援助成金について、岩手労働局HPへの掲載や県内事業場にダイレクトメールの送付と各種セミナーによる周知。さらに、岩手働き方改革推進支援センターを通じた利用勧奨などにより、助成金制度の活用促進を図った。
- 年次有給休暇取得促進期間(10月)に向け、各市町村、団体等にポスター等を送付し、周知・広報を行った。
- 岩手働き方改革推進支援センターでは、窓口相談や訪問支援の他、HP等による周知広報、セミナーなど、創意工夫した活動を展開した。
- 助成金制度については、引き続き制度の周知を行い活用促進に努めた。
- 引き続き、年次有給休暇の促進に向け、周知広報を図った。
- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、対面式セミナーや、参加者相互の課題解決を目的としたワークショップの開催、相談や訪問への継続的な支援及び事業主へのフォローアップ等、引き続ききめ細かな支援による活動を展開した。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 10~11

(2) 労働条件の確保・改善対策

●上期の監督実績（特定分野）

（年度：1月末）

上半期の監督実績	監督件数	違反件数	違反率
自動車運転者 （適正化指導員個別指導）	38 (46)	28 (-)	73.7%
外国人・技能実習生	11	10	90.9%
安全衛生対策	634	398	62.8%

●パートナーシップパッケージ※1関係（年度：1月末）

内 容	件数
「賃金引上げに向けた取組」交付	1,185
公正取引委員会等への通報※2 （確認シート交付）	0 (564)

※1パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑政策パッケージ、※2公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省

令和6年度における実施状況

- 基本的な労働条件確保に向けた監督指導を実施した。
- 自動車運転者、外国人・技能実習生等、特定分野における労働条件確保などの監督指導を実施した。
- 工場、建設現場等における機械・設備や化学物質、作業環境等の安全衛生対策の状況を主眼とした監督指導を実施した。
- パートナーシップパッケージに基づいて、賃金引上げに向けた環境整備、「買ったたき」等が疑われる事案に係る通報制度の周知等を行った。
- 学生を対象とした労働法令セミナー（12回）を実施した。

「人々背負い込まないで、理不尽な働き方に悩んだら、すぐに確かめよう！」

ハラスメント
過重労働
賃金不払残業
労働条件明示
解雇・雇止め

確かめよう労働条件

労働条件ポータルサイト
「確かめよう労働条件」
確かめよう労働条件
検索電話・スマホでも
0120-811-610
17:00~22:00
9:00~21:00
厚生労働省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
令和6年12月17日
若手県立大学情報課

働く時に知っておきたい労働法

内 容

- 1 厚生労働省、若手労働局
- 2 働き始める前、働き始めるとき
- 3 働いているとき
- 4 仕事を辞めるとき
- 5 困ったときの労働相談
- 6 過重労働を考える

厚生労働省 若手労働局労働基準部監督課

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P11~14

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

災害防止計画期間中の労働災害による休業4日以上之死傷者数

	第13次労働災害防止計画					第14次労働災害防止計画				
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
死傷者数	1,313 (1,351)	1,334 (1,377)	1,308 (1,346)	1,451 (1,478)	1,473 (1,515)	1,391 (1,442)	1,333			
新型コロナ数	— (—)	— (—)	1 (12)	48 (52)	822 (1,219)	331 (341)	296			
死亡	15 (16)	8 (8)	16 (16)	18 (23)	21 (21)	11 (11)	9			

※上段：各年とも翌年1月末の速報値
下段：年間確定値

8つの重点対策

①	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
②	労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥	業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③	高齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦	労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧	化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P11~14

○ 14次防の進捗状況

重点対策番号	アウトプット指標	アウトカム指標
②	転倒防止対策(ハード・ソフト両面)に取り組む事業場の割合を50%以上とする	転倒災害における死傷年千人率の増加に歯止めをかける
	R5年：53.7%	R4年：0.78 R5年：0.72
	卸小売業、医療福祉業の非正規労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする	転倒災害における平均休業日数を40日以下とする
	R5年：37.3%	R4年：38日 R5年：39日
	ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる	社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる※2
	R5年：53.8%	R4年：0.33 R5年：0.29
③	エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする	60歳以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
	R5年：75.1%	R4年：2.69 R5年：2.71
④	母国語による外国人労働者向け労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする	外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
	R5年：60.9%	R5年 全体：2.38 外国人：3.67

※ 死傷年千人率に使用している労働者数は、令和2年の国勢調査による従事労働者数を使用している。従事労働者数には事業主等が含まれている。

※2 令和2年の国勢調査において社会福祉施設の労働者数を公表していないため、医療・社会福祉の従事労働者数を使用している。災害件数も同様に医療・社会福祉としている

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P11~14

重点対策番号	アウトプット指標	アウトカム指標
⑥	荷役作業ガイドラインに基づく措置を実施する陸運事業者等の割合を45%以上とする	陸上貨物運送事業の労働災害を5%以上減少させ130人以下とする
	R5年：69.3%	R4年：145人 R5年：144人 -0.7% (R6年：131人)
	墜落・転落防止リスクアセスメントに取り組む建設事業場の割合を85%以上とする	建設業の死亡者数を15%以上減少させ5人以下とする
	R5年：59.7%	R4年：6人 R5年：3人 -50.0% (R6年：5人)
	機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする	製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれによる死傷者数を5%以上減少させる
	R5年：40.3%	R4年：45人 R5年：32人 -28.9% (R6年：33人)
	チェーンソー伐木ガイドラインに基づく措置を実施する林業事業場の割合を50%以上とする	林業の死亡者数を15%以上減少させる
	R5年：70.0%	R4年：3人 R5年：2人 -33.3% (R6年：2人)
⑧	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる	熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる
	R5年：41.0%	第13次防の期間：57人 第14次防の期間：37人 (R5年：25人(R6年：12人))

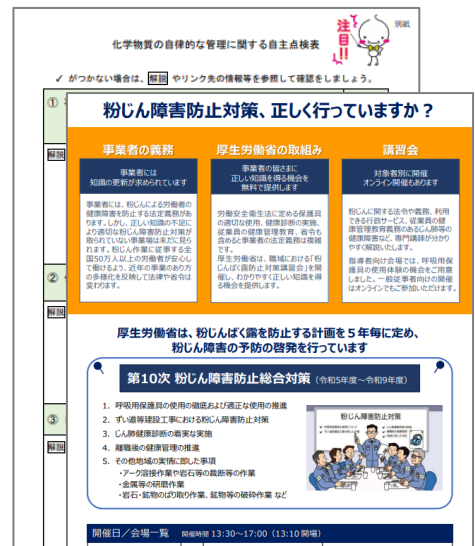
※ (R6年：○人) は、令和7年1月末現在の速報値による。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P11~14

○ 労働者の健康確保対策の推進



令和6年度における実施状況

- 治療と仕事の両立支援制度について、制度に関する各種情報について両立支援推進チームに周知するなどの連携を図った。また、両立支援シンポジウムなどの情報、新たなスキームとして追加された「治療と仕事の両立支援カード」について、県内の各保健所、がん相談支援センターなどの関係団体に対して周知を図った。
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開した結果、報道機関が取り上げる機会が増加し、広く周知を図った。また、粉じんばく露防止に係る講習会について各監督署に対し周知を指示し、集団指導等において周知を図った。

熱中症による労働災害 前年25人⇒当年12人 52.0%減（令和7年1月末現在の速報値）

- 健康診断結果等の報告方法は令和7年1月から電子申請が義務化されることから、関係団体等を通じて周知を図った。また、リスクアセスメント対象物などの化学物質規制が令和6年4月から行われたことを受けて、新たに2月を「化学物質管理強調月間」と定められたこと、日常の化学物質管理の総点検（チェックリスト）の実施を関係団体等を通じて周知を図った。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 14

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

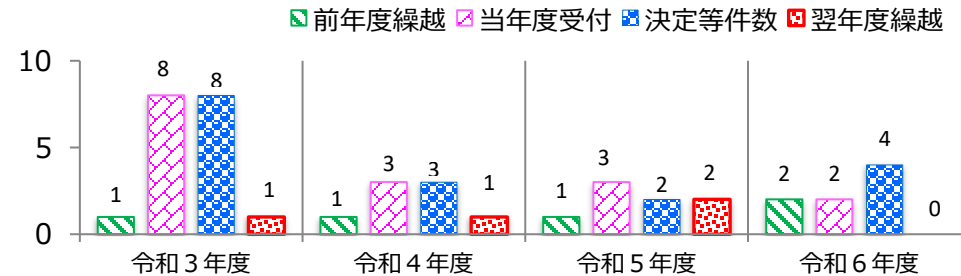
● 過労死等事案等に係る迅速かつ適正な労災認定

実施状況

- 署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに局からの具体的な指示・助言のほか、過労死等事案などに係る労災請求が増加した署に対して、局が支援に入り、局・署が連携して組織的な業務処理体制を構築の上認定業務を行った。
- 長時間労働を訴える事案については、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報の共有を図り、密接に連携して対応した。

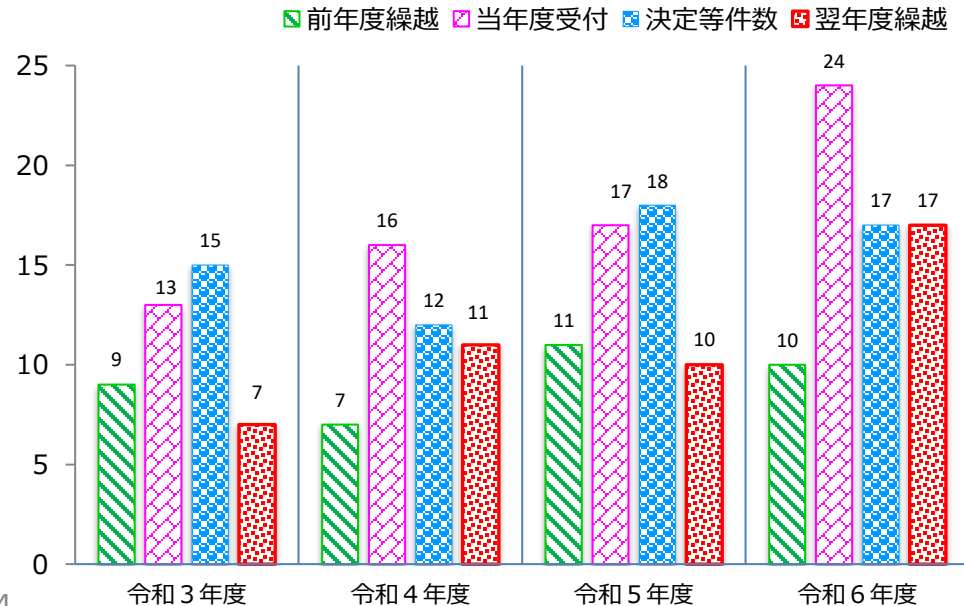
脳・心臓疾患

(※ 令和6年度は1月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



精神障害

(※ 令和6年度は1月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 14~15

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

●男女雇用機会均等法に関する相談状況（1月末現在）

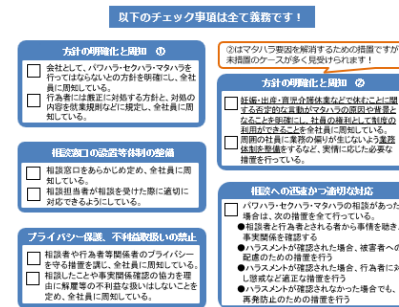
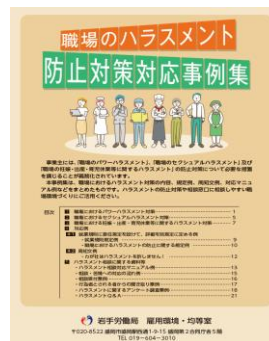
内 容	令和6年度 (件数)	令和5年度 (件数)
セクシュアルハラスメント	94	129
妊娠・出産等ハラスメント	21	50
合 計	115	179

●育児・介護休業法に関する相談状況（1月末現在）

内 容	令和6年度 (件数)	令和5年度 (件数)
育児ハラスメント	19	30
介護ハラスメント	5	14
合 計	24	44

●労働施策総合推進法に関する相談状況（1月末現在）

内 容	令和6年度 (件数)	令和5年度 (件数)
パワハラ防止措置	929	734
その他（相談不利益含）	18	38
合 計	947	772



令和6年度における実施状況

- 労働局及び各監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた各種ハラスメントに関する相談に対し適切に対応するとともに事業所訪問において法に基づくハラスメント防止措置をするよう助言・指導を実施した。
- 事業主が講ずべきハラスメント防止措置をわかりやすく説明するため、令和6年3月に改訂した「職場のハラスメント防止対策事例集」により、対応例や周知文例を紹介するなど、積極的に周知を行った。
- 職場におけるハラスメント撲滅の機運醸成を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において集中的な周知啓発を行った。
- 岩手働き方改革推進支援センターのセミナー等を通じ、ハラスメント防止（カスハラを含む）の周知を行った。

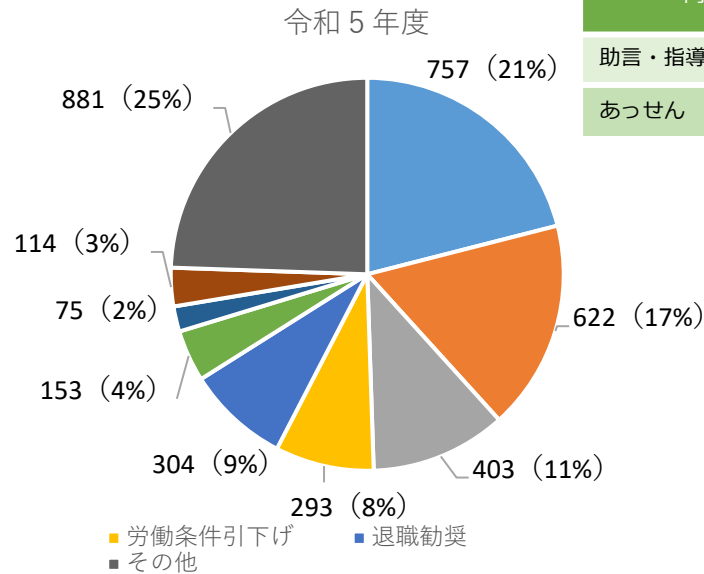
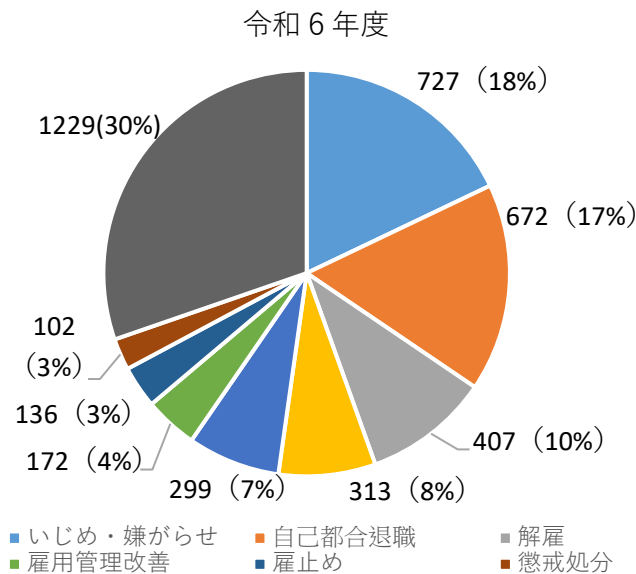
1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 15

(6) 総合労働相談に対する適切な対応

●個別労働関係紛争に関する相談内容の傾向（1月末現在）



●助言・指導及びあっせん状況（1月末現在）

内 容	令和 6 年度 (件数)	令和 5 年度 (件数)
助言・指導	48	68
あっせん	27	27

労働委員会、法テラス、労務士会、県労働委員会、労働組合員の
労働相談会
10月27日(日)
10:00~15:00 (受付終了14:00)
会場：アイーナ(受付場所：8階 会議室813)
内容：弁護士、特定社会保険労務士、労務士会労働委員会委員などが
「パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金等の労働条件引下げなど」
労働問題に起因して労働者や事業主などからの相談をお受けします。
●相談は無料です。(労働と生活保護法に基づき、収入等の開示を求めた手続が要ります。)
●完全予約制ではありませんが、予約している方が優先になります。
●予約は労務士会労働委員会事務局までお願いします。
予約電話番号：0120-980-783 (受付時間 平日 8時30分から17時まで)
※(労務士会労働委員会の職員が対応します。)

相談会に来られない方はお電話で！
10月27日(日)
9:00~16:00
☎ 0120-980-783
携帯電話からは019-604-3002
(労務士会労働委員会の職員が対応します。)

「労務士会労働委員会・特定社会保険労務士会労務士会労働委員会」主催
労務士会、日本労務士センター、労務士会労働委員会(法テラス等)、労務士会労働委員会労務士
会労働委員会、労務士会労働委員会労働委員会、労務士会労働委員会、労務士会労働委員会

(掲載はありです)

令和 6 年度における実施状況

- 労使双方からの相談に対し、紛争解決のためのアドバイスや、適切な機関への案内を行った。
- 労使双方からの相談内容により、助言・指導制度やあっせん制度等を活用し、紛争解決を行った。
- 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関との連携について確認した。
- 関係機関と連携し、合同労働相談会を実施した。

1 誰もが働きやすい職場づくり

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備

P 15

○柔軟な働き方がしやすい助成金・テレワークの周知・啓発

○働き方・休み方コンサルタントによる企業訪問

[illegible]

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加		選択する場合は就業規則等の見直し
改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

4 育児のためのテレワーク導入 **努力義務** **就業規則等の見直し**
 3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

※改正育児・介護休業法説明資料

[illegible]

※12月3日「働き方改革ワークショップ」
第3回の模様

令和6年度における実施状況

○仕事と育児・介護との両立や柔軟な働き方がしやすい職場づくりのため、両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)、(柔軟な働き方選択制度等支援コース)の周知に努めた。育休中等業務代替支援コースについては、賃上げ支援策と合わせて周知するとともに、次世代法の行動計画の控えを事業主に返送する機会を捉えて送付等行った。

○育児・介護休業法の改正により、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されるとともに、育児・介護のためのテレワーク導入が努力義務化されたことも踏まえ、改正法説明会において周知するなど適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図った。

また、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」についてHPへの掲載など周知に努めた。

○勤務間インターバル制度及びワークエンゲージメント等について、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問や、働き方改革推進支援助成金の活用等を通じて導入促進を図るとともに、リーフレット等による周知を行った。

○岩手働き方改革推進支援センターと連携し「働き方改革ワークショップ」を全3回開催。特に岩手大学との共催で、企業の人事担当者が、学生に対して自社の働きやすい職場づくりの取組等について直接プレゼンテーションを行う等、働き方改革について、広く周知啓発に努めた。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 16

(3) 求人充足サービスの充実

電話や訪問による開設支援により、求人者マイページの利用率は92.7%（1月末現在、前年同月92.7%）と高水準を維持している。

事業所訪問により収集した画像情報などの事業所情報の所内掲示や、求人説明会等、求人充足サービスの充実を図っている。

※「求人者マイページ」とは・・・

求人者の申込・変更、選考結果の登録やメッセージ機能などの求人者サービスをオンライン上で受けられる事業者向けのサービスです。



求人者向け

Zoom開催

オンラインセミナー

2025年1～3月分

第1回	2025 1/23 (木)	14:30～15:30	テーマ：労働者派遣事業と請負の違い
第2回	2025 2/19 (水)	14:30～15:30	テーマ：求人票作成の注意点 ～求職者の相談事例より～
第3回	2025 3/12 (水)	14:30～15:30	テーマ：応募者を増やすための求人票の作り方

開催方法

Zoomによるオンライン開催（定員：各回90社）

申込方法

下記いずれかの方法にて各開催日1週間前までにお申し込みください。
①WEB（二次元コード）
②メール
・事業所名・担当者名・参加希望向を記載してください。
・宛先：suishinin03010@mhlw.go.jp
※当日のIDは開催日3日前までにご連絡します。

厚生労働省

お問い合わせ先
ハローワーク福岡 求人企画部門 TEL:019-624-8905

令和6年度における実施状況

- 事業所向けに求人票作成のポイントや労働者派遣事業、各種助成金制度などニーズの高いテーマを設定した労働局合同オンラインセミナーを年2回開催し、延べ167名の参加者から評価を得た。各ハローワークにおいても、求人者向けのセミナー開催に積極的に取り組んだ。
- 求人者マイページ利用を進めるとともに、求人者に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援の助言、事業所訪問等による事業所情報の収集等、求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図った。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 16

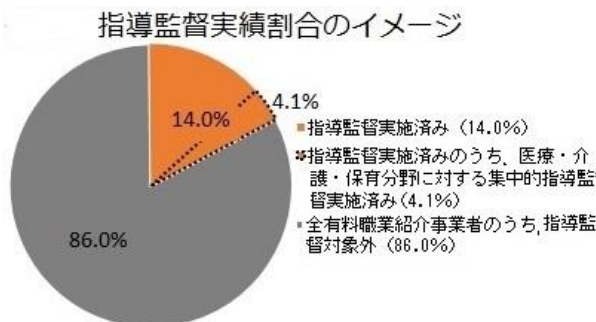
(4) 医療・介護・保育分野の職業紹介への対応

- 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の設置
(若手労働局職業安定部需給調整事業室内)

- ・求人者からの相談を基に職業紹介事業者への指導監督につなげる体制を確保している。
※各種セミナーやHPにおいて周知しているものの、相談実績はなし。

- 医療・介護・保育分野の職業紹介事業者への集中的指導監督結果の活用

- ・若手県内における全有料職業紹介事業者のうち、医療・介護・保育分野の無期雇用紹介実績がある有料職業紹介事業者（全有料職業紹介事業者のうち4.1%）に対して、集中的指導監督を実施した。



- ・集中的指導監督において、手数料表の掲示や返戻金に関する明示に関する違反が認められたものがあったことから、以後の定期指導監督において重点的に確認している。

医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆さまへ

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は

労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人*に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけません(※無期雇用契約に限る)
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけません

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課	電話番号	労働局	課	電話番号	労働局	課	電話番号
北海道	南総調整事業課	011-738-1015	石川	南総調整事業課	076-265-4435	岡山	南総調整事業課	066-801-5110
青森	南総調整事業課	017-721-2000	福井	南総調整事業課	0776-26-8617	広島	南総調整事業課	082-511-1066
岩手	南総調整事業課	019-604-3004	山梨	南総調整事業課	055-225-2862	山口	南総調整事業課	083-995-0385
宮城	南総調整事業課	022-292-6071	長野	南総調整事業課	026-226-0864	徳島	南総調整事業課	088-611-5386
秋田	南総調整事業課	018-883-0007	岐阜	南総調整事業課	058-245-1312	香川	南総調整事業課	087-806-0010
山形	南総調整事業課	023-676-4618	静岡	南総調整事業課	054-271-9980	愛媛	南総調整事業課	089-943-5833
福島	南総調整事業課	024-529-5746	愛知	南総調整事業課第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	南総調整事業課	029-224-6239	三重	南総調整事業課	059-226-2165	福岡	南総調整事業課	092-434-9711
栃木	南総調整事業課	028-610-3556	滋賀	南総調整事業課	077-526-8617	佐賀	南総調整事業課	0952-32-7219
群馬	南総調整事業課	027-210-5105	京都	南総調整事業課	075-241-3225	長崎	南総調整事業課	095-801-0045
埼玉	南総調整事業課	048-600-6211	大阪	南総調整事業課第二課	06-4790-6319	熊本	南総調整事業課	096-211-1731
千葉	南総調整事業課	043-221-5500	兵庫	南総調整事業課	078-367-0831	大分	南総調整事業課	097-535-2095
東京	南総調整事業課第二課	03-3452-1474	奈良	南総調整事業課	0742-88-0245	宮崎	南総調整事業課	0985-38-8823
神奈川	南総調整事業課	045-650-2810	和歌山	南総調整事業課	073-488-1160	鹿児島	南総調整事業課	099-803-7111
新潟	南総調整事業課	025-289-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	南総調整事業課	098-868-1637
富山	南総調整事業課	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください

厚生労働省・都道府県労働局

LL050201 001

令和6年度における実施状況

- 職業紹介事業者向けオンラインセミナーを6月、12月に開催し周知啓発を図った。
- 有料職業紹介事業者に対する指導監督（若手県内における全有料職業紹介事業者のうち14.0%）において、手数料、返戻金に関する事項の確認を実施した。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 16～17

(5) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進

地域職業能力開発促進協議会を開催し、訓練実施施設・訓練修了者・採用企業に訓練効果についてヒアリングを行った結果を検証するなど、地域のニーズに対応した訓練内容となるよう改善を行うとともに、求職者へ職業訓練の受講を積極的に促し、身につけた技能・知識を活かした再就職の支援を行っている。

	公的職業訓練における定員充足率 令和6年度（4月～1月）
求職者支援訓練	73.9%【62.5%】
委託訓練	75.7%【81.6%】
施設内訓練	77.1%【71.5%】

(6) 在籍時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リスキリング推進事業等の実施

全てのハローワークにキャリア形成・リスキリング相談コーナーを設置し、職場定着やキャリアアップに向けた専門的なコンサルティングを実施している。

ジョブ・カードを活用して自己理解を深め、キャリアプランの作成支援やリスキリングの支援を行っている。

【 】は今年度目標値

令和6年 (4月～1月)	キャリア形成・リスキリング相談コーナーのキャリアコンサルティング実施状況	288件
令和5年度 (4月～1月)	ジョブ・カード作成支援推進事業におけるキャリアコンサルティング実施状況	357件

令和6年度における実施状況

- 1月末時点の公的職業訓練について、定員充足率は求職者支援訓練、施設内訓練は目標値をそれぞれ11.4ポイント、5.6ポイント上回り、委託訓練は5.9ポイント下回っている。
- 協議会を開催する他、受講者数を増加させるため工夫を凝らしながら、引続きハローワークでの周知、SNSの発信、YouTubeの広告などによる周知活動を行う。
- 県内のハローワーク及び支援センターで実施したキャリアコンサルティング件数は288件となった。
- キャリア形成・リスキリング支援センターと労働局・ハローワークとの情報共有・連携強化により支援対象者の拡充を図る。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 17

(7) 自治体との連携による雇用対策の推進

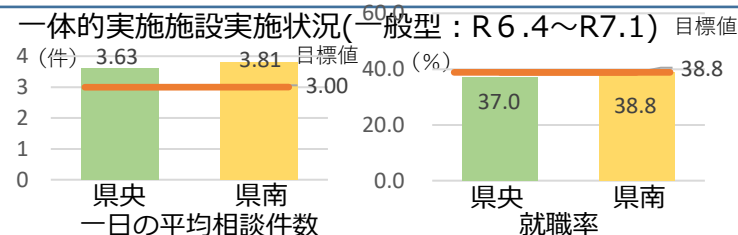
雇用対策協定は、地域の様々な課題に対応するため、これまでに岩手県(H26.3)、北上市(H28.3)、久慈市(R5.3)、一関市及び平泉町(R5.3)と締結しており、令和6年3月には新たに、奥州市、金ケ崎町と締結し、自治体と連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施している。

また、一体的実施事業は、一般型を岩手県(H24.3)と生保型を盛岡市(H25.9)と締結し、各機関と連携し運営している。



一体的実施事業とは...

希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施する事業で、一般型は岩手県【県央（盛岡市）・県南（奥州市）】と、生保型は盛岡市と協定を締結し施設を設置している。



令和6年度における実施状況

- 雇用対策協定及び一体的実施事業とも、協定の締結自治体と連携し、事業計画の目標達成に向けて取り組んでいる。締結自治体からは、効率的かつより効果的な雇用対策を行うことができるとの評価を得ており、雇用対策協定が未締結の地域について、自治体との締結検討の進捗状況を把握し、地域の実情に応じ、締結に向け働きかけを行っている。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

2 円滑な労働移動等の推進

P 17~18

(1) 雇用維持及び在籍型出向の取組の支援

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース等）について、あらゆる発信の機会を捉えた周知を行うとともに、出向先に関する具体的な情報を有する産業雇用安定センターと連携して周知を行っている。

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の推進等

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）、人材開発支援助成金等について、事業所の訪問や面接会等あらゆる機会を捉えてリーフレット等を活用し積極的に活用勧奨を図った。

【令和6年度支給状況】

	支給決定件数	支給金額
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）（※）	4件	6,200,000円
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	8件	2,475,000円
人材開発支援助成金（人への投資促進コース・事業展開等リスクリテリング支援コース）	72件	53,277,700円

※早期再就職支援等助成金は、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース経過措置）の実績。

令和6年度における実施状況

- 産業雇用安定助成金及び賃金上昇を伴う労働移動を推進するための各種助成金について、事業所訪問や窓口相談等の機会を捉えて周知を行っている他、産業雇用安定センターと連携した活用勧奨や、賃金上昇を伴う労働移動を推進するための各種助成金制度のセミナーの開催等により、制度理解及び活用促進を図っている。
- 人材開発支援助成金については、利用が見込まれる事業所をターゲットिंगするとともに、個別に活用勧奨する計画件数を設定し、活用勧奨を行った。（事業所訪問件数711件【660件】、計画届受理件数95件）

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

2 円滑な労働移動等の推進

P 18

(3) 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化

job tag（職業情報提供サイト）では、約500の職業の解説、求められる知識やスキルなどを「見える化」したデータで調べることができる。

また、しょくばらぼ（職場情報総合サイト）では、職場改善に積極的な企業の残業時間（時間外労働時間）や有給休暇取得率、平均年齢などの職場情報を検索・比較できる。

これらを各種セミナー等で広く周知を図るとともに、求職者と求人とのマッチングに活用している。



就職活動に役立つ3サイトを活用して自分に合う企業を見つけよう



厚生労働省では、就職活動において役立つ以下の3サイトを連携して提供しています。気になった企業や職種の求人情報・職業情報・職場情報を、3つのサイトを活用して調べることが可能です。

令和6年度における実施状況

○職業情報・職場情報サイトについては、求職者向けのセミナーや求人者向けセミナーで利活用の周知広報を行うとともに、職業相談窓口でマッチング支援に活用した。

3 多様な人材の活躍支援

1 フリーランスの就業環境の整備

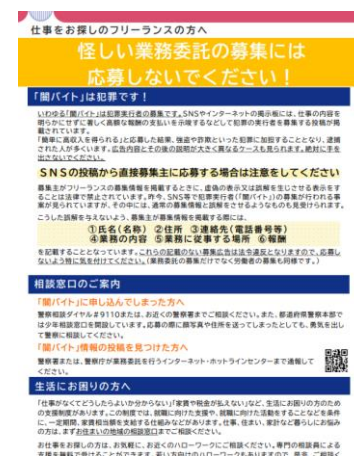
P 18

○フリーランス・事業者間取引適正化法について、各団体等が主催する総会、研修会等での説明や各種広報誌、HPへの掲載、局及び署所が開催する各種セミナー等での説明等、あらゆる機会を捉え、周知啓発を行った。

○令和6年11月1日からの施行後は、法に則った適切な取り扱いが行われているか、フリーランスへの委託を行っている企業への計画調査を開始。

●フリーランス法の研修会・セミナー実施状況

- 高卒求人説明会（宮古市） ハローワーク宮古 主催
令和6年5月27日
- 岩手労働局合同セミナー 岩手労働局 主催
令和6年7月10日
令和6年11月11日
- 年金制度説明会 一般財団法人岩手県社会保険協会 主催
令和6年12月6日（釜石市）
令和6年12月12日（一関市）
令和6年12月18日（久慈市）
令和7年1月9日（盛岡市）
令和7年1月15日（北上市）
令和7年1月23日（宮古市）



令和6年度における実施状況

- フリーランス法について、上記のほか、岩手県労働委員会や学生向けの講演等でも周知啓発を実施。
- 11月1日からフリーランス（特定受託事業に従事する方）が労災保険に特別加入できるようになったことに伴い、各自治体（33市町村）、経営者団体、商工団体（25商工会、9商工会議所）、労働組合、労災保険特別加入団体等へ広く周知を行った。
- フリーランスの方から相談が寄せられた際の取り次ぎ先について、岩手局にて独自に一覧にまとめ、連合岩手や県労働委員会など関係機関と共有。
- 同法第12条（募集情報の的確表示）について、昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることを受け、説明会にてリーフレットを配付し周知。

3 多様な人材の活躍支援

P 18~19

2 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

●次世代育成支援対策推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況（年度：1月末）

企 業 規 模	届出数
101人以上（義務）	450社（届出率99.9%）
100人以下（努力義務）	733社（前年同期703社）

■認定状況【くるみん】（年度：1月末）

企 業 規 模	認定数(累計)
101人以上	3社（36社）
100人以下	0社（19社）

■【プラチナくるみん】（年度：1月末）

企 業 規 模	認定数（累計）
101人以上	0社（3社）



●育児・介護休業法に基づく行政指導状況

■育児関係（年度：1月末）

内 容	回数
育児休業	0
個別周知・意向確認	1
雇用環境整備	17
子の看護休暇	0
休業期間等の通知	2
その他	1
合 計	21

■介護関係（年度：1月末）

内 容	回数
介護休業	0
介護休暇	0
勤務時間短縮等措置	0
その他	0
合 計	0

■両立支援等助成金 申請状況（年度：1月末）

	令和7年 1月末		令和6年 1月末		（参考） 令和5年度計	
	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数
出生時両立 支援コース	50	21	25	22	28	25
育児休業等 支援コース	85	73	98	94	111	100
育休中等 業務代替 支援コース	2	1	-	-	-	-
柔軟な働き方 選択制度等 支援コース	0	0	-	-	-	-
介護離職防止 支援コース	13	11	25	14	25	16
不妊治療両立 支援コース	1	1	2	1	2	2

令和6年度における実施状況

- 育児休業等取得状況の公表が義務化された常用労働者1,001人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い本年度においては届出率100%を達成している。
- 「産後パパ育休」などの男性の育児に資する制度について、各種団体が行うセミナー等を活用し周知を図った。
- 「くるみん・プラチナくるみん」等、認定の取得促進及び「トライくるみん」の周知のため、各種会合、団体主催のセミナーにおいて周知を図った。
- 令和6年5月に改正された育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法について、特別相談窓口を設けるとともに、令和7年1月からオンライン5回、参集式1回、計6回の説明会を開催し、周知。

3 多様な人材の活躍支援

P 19~20

2 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(2) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

●女性活躍推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況（年度：1月末）

企業規模	届出数
101人以上（義務）	450社（届出率100%）
100人以下（努力義務）	241社（前年同期216社）

■認定状況【えるぼし】（年度：1月末）

企業規模	認定数（累計）
101人以上	1社（23社）
100人以下	2社（12社）

■認定状況【プラチナえるぼし】（年度：1月末）

企業規模	認定数（累計）
101人以上	0社（1社）

■男女賃金差異の情報公表（年度：1月末）

企業規模	公表数
301人以上（義務）	103社（公表率100%）

●男女雇用機会均等法に基づく

行政指導状況（年度：1月末）

内容	回数
募集・採用	4
セクシュアルハラスメント	2
昇進	1
その他	0
合計	7

内容	回数
ポジティブ・アクション助言	23



(3) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

●LINEを活用しての情報発信



令和6年度における実施状況

- 一般事業主行動計画届出について、常用労働者101人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては届出率100%を達成している。
- 男女の賃金差異の公表について、常用労働者301人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては公表率100%を達成している。
- 「えるぼし・プラチナえるぼし」認定の取得促進のため各種会合、団体主催のセミナーにおいて周知を図った。
- マザーズコーナー(県内5か所)でLINEを活用した情報発信を定期的に実施した。
- マザーズコーナー新規登録者は1,593人(前年同期1,679人)と依然としてニーズも高く、これまでに651人(前年同期651人)の方がコーナー経由で就職に至っている。
- ハローワーク盛岡のマザーズコーナーを積極的にオンライン化を推進するオンラインマザーズハローワークに指定し取り組んだ。
オンライン支援実績：職業相談 1 件、職業紹介2件、求人情報提供回数28件

3 多様な人材の活躍促進

P 20

3 氷河期世代、若者、非正規雇用労働者等への支援

(1) 就職氷河期世代の活躍支援

プラットフォーム
構成機関
国・県・労使団
体・支援団体 等
→ 各取組を実施

参画



共有

いわて就職氷河期世
代活躍支援プラット
フォーム会議
目標設定・連携
(労働局が事務局)

就職氷河期世代の新規求職者件数・正社員就職件数

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
新規求職者件数	656	566	512	523	490	485	498	467	474	676	5,347
正社員就職件数	147	147	140	140	108	120	138	96	91	87	1,214 【1,368】

【 】は今年度目標値

令和6年度における実施状況

- 県内労使団体や関係機関で構成した「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議」を開催して支援の情報共有を図った。(令和6年7月17日開催)
- 就職氷河期世代専門窓口を設置しているハローワーク盛岡において、就職氷河期世代求職者を対象とした就職面接会を積極的に開催した。(開催回数：5回、参加事業所：97社、参加求職者：700名)

【主催】盛岡市・盛岡公共職業安定所 【協力】もりおか就職氷河期世代サポートデスク

無資格・未経験・就職氷河期世代の方の今年度もやります！
正社員採用・登用に積極的な事業所に出会える！ **第3回**

参加事業所約20社 / 就職氷河期・ミドル世代歓迎 /

合同企業説明会

「あ、この仕事もいいかも！」
をぜひ見つけてください！ **相談会**

2024年 **10/8(火)** 定員100名

13:00~15:50 (受付開始12:30)
アイーナ

いわて県民情報交流センター 804会議室 説明会のみの参加もOK
(岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号)

対 象 **どなたでもご参加いただけます！**
35~55歳前後の方、歓迎致します！

内 容

- ▶第1部 13:00~ 事業所説明(各社3分スピーチ×20社)
未経験で採用になり、現在活躍している方のエピソードや
会社の雰囲気、採用したい方のイメージなどをお話いただきます。
- ▶第2部 14:20~ 各社ブースで個別相談会

予約方法 参加申込書をハローワーク盛岡相談窓口へ。
電話、WEBからも申込可能です。
(※雇用保険受給資格者は求職活動の対象となります。
(参加証明書を交付します)

○ お問合せ・お申込み先 ○

〒020-0885 岩手県盛岡市紺屋町7番26号 盛岡公共職業安定所
職業紹介第一部門 電話:019-624-8902
(就職氷河期世代専門窓口) WEB:10.8
参加申込書【R6.10.8 盛岡市合同企業説明会参加者用紙】 WEB:9.18
WEB:10.8 はこちら

お名前: 生年月日: 年 月 日
求職番号: 電話番号: 019-624-8902

3 多様な人材の活躍支援

3 氷河期世代、若者、非正規雇用労働者等への支援

P 20

(2) 地域若者サポートステーションにおける就労自立支援

サポステの取扱実績（年度：令和7年1月末時点）

	実績
新規登録者数	256人【260人】
総利用者数	9,827人
相談件数	4,338件
就職者数	173人【156人】

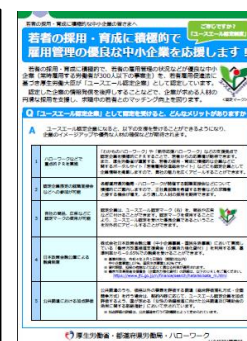
【 】は今年度目標値

(3) 新規学卒者等への支援

就職支援ナビゲーターによる学校への出張相談（年度：令和7年1月末時点）

出張相談回数	学生相談人数
462回	825人

◇ユースエール認定企業の広報活動



(4) 正社員就職を希望する若者への支援

フリーター支援（年度：令和6年12月末現在）

新規求職者数	就職者数
3,120人	847人【1,207人】

【 】は今年度目標値

令和6年度における実施状況

- サポステ支援が必要な者を的確に誘導した。
- 若年者地域連携事業によるセミナー等実施した。
- ユースエール認定企業(現在21社認定)について紹介冊子や若者雇用促進総合サイトにてPR(一部動画有り)
新規認定 実績3件
- わかもの支援コーナーでは、フリーター層を含む若年者に対し、35歳未満向けセミナー、担当制相談、オンライン相談等の支援を実施した。
- 引き続き学校と連携した未内定者支援を実施する。

3 多様な人材の活躍支援

P 21

3 氷河期世代、若者、非正規雇用労働者等への支援

(5) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

- 監督署から提供された情報を中心にパートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収、集团的報告徴収の実施や、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な場合に点検要請を実施。
相談を希望された方などへの窓口相談、個別訪問支援等、岩手働き方改革推進支援センターによるきめ細かな支援。
- 労使協定書の全数点検
労働者派遣法に基づき、派遣労働者の待遇に直接かわる、派遣元事業主から直接提供された労使協定書を全数点検した。

(6) 人材ビジネス事業者への指導監督の徹底

- 指導監督の実施時や労働局ホームページ、オンラインセミナーの活用等により改正職業安定法の周知を事業者へ行い、適正な運営を依頼した。
- 労働者派遣法、職業安定法等の適正な運営の確保のため年間指導監督計画に基づき、事業者に対する指導監督を実施した。

●パートタイム・有期雇用労働法に基づく行政指導状況（年度：1月末現在）

内 容	助言件数
事業主等に対する援助	183
措置内容説明	71
短時間・有期雇用管理者	69
文書交付	59
転換措置	46
不合理禁止	45
その他	77
合 計	550



令和6年度における実施状況

- 処遇改善に向けて取り組む事業主に対し、岩手働き方改革推進支援センターによる相談の受付、オンラインセミナーの開催、事業場訪問によるコンサルティングの実施など、幅広い支援を実施した。
- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、セミナーの実施や業種別団体や事業場訪問に対する継続的な支援及び事業主からの相談へのフォローアップなど、きめ細やかな支援による活動を展開した。
- 派遣元事業主提出の労使協定書を全数点検(78件)を実施した。
- 指導監督実績に対し文書指導を行った割合は77.4%となった。

3 多様な人材の活躍支援

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 21~22

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

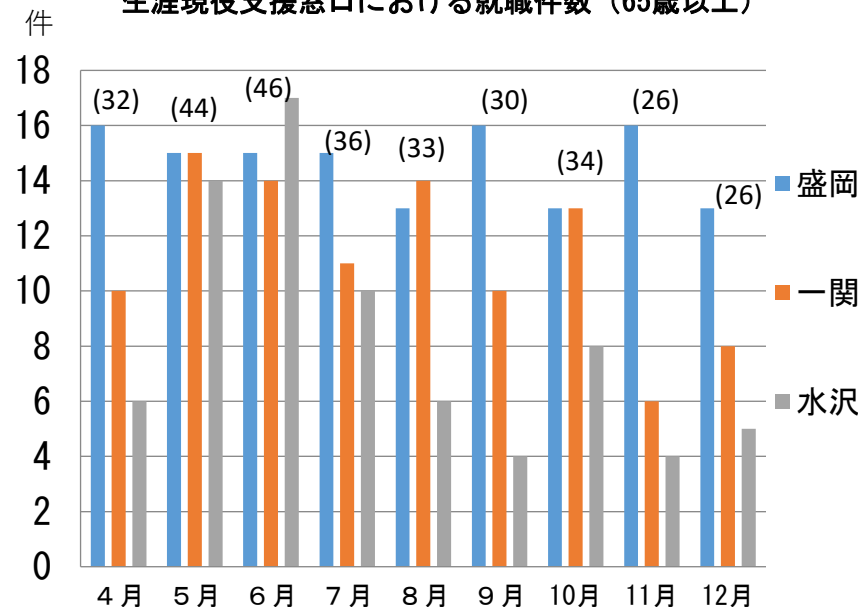
ア ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

- ・ 高齢の求職者に対して、生涯現役支援窓口の利用登録を勧奨し、登録者に対して積極的に求人情報を提供してマッチング支援を行った。
- ・ 生涯現役支援窓口が主体となって、高年齢求職者向け（概ね60歳以上）の就職支援セミナーを定期的に開催した。

イ 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

- ・ 70歳までの就業機会を確保するための「65歳超雇用推進助成金」の活用を窓口等で周知した。
- ・ 事業所向け雇用支援セミナーを開催して、高年齢者雇用状況及び人材活用について説明した。

生涯現役支援窓口における就職件数（65歳以上）



※（ ）は盛岡、一関、水沢の合計

令和6年度における実施状況（実績は1月末）

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）におけるマッチング支援・・・65歳以上の就職件数 3 3 5 件（65歳以上の就職率 9 1. 5 %【目標：83.4%】）
- 高年齢者求職者向け就職支援セミナーの開催（2 0 回開催、2 6 1 名参加）
- 事業主に向け高年齢者雇用支援関係のセミナーの開催
 - 岩手労働局主催（WEB）・・・事業所担当者等 3 6 名参加
 - 高障求機構岩手支部と共催（対面）・・・事業所担当者等 8 2 名参加

3 多様な人材の活躍促進

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 22

(2) 障害者の就労促進

(ア) 障害者雇用未達成企業等への障害者の雇い入れ支援

令和6年4月からの法定雇用率の段階的引上げについて、継続的に周知を行った。

新たに障害者雇用ゼロ企業11社を選定し、集中的に雇入れ支援を行った。

未達成企業一覧を作成し、雇用率達成指導を行った。

法定雇用率未達成の市町村等10機関に対し、雇用率達成に向けた訪問指導等を行った。

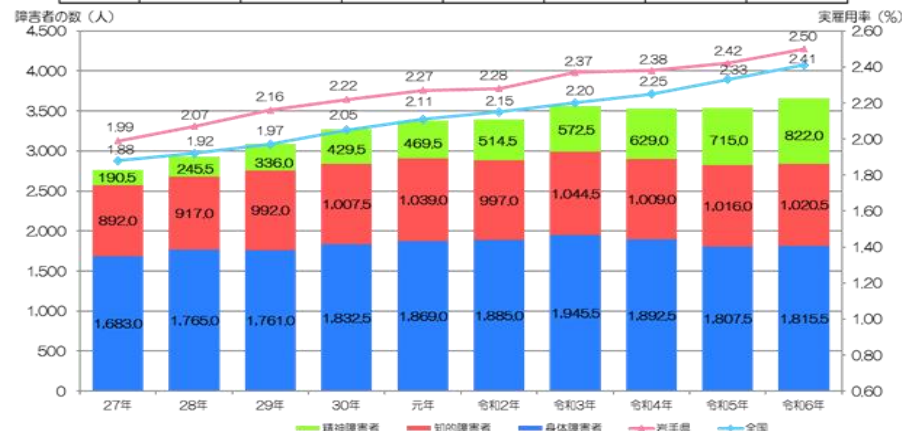
(イ) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

「精神障害者雇用サポーター」「発達障害者雇用サポーター」「難病患者就職サポーター」を中心に、障害特性に応じたカウンセリングや出張相談等きめ細かな支援を行った。

岩手県における障害者雇用状況の集計結果（令和6年6月1日現在）

○民間企業の実雇用率は2.50%、障害者雇用者数は3,658.0人、実雇用率は過去最高を更新。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
6年度	1,093	146,338.5	3,658.0	2.50	605	55.4	2.41
5年度	1,038	146,048.0	3,538.5	2.42	614	59.2	2.33
増減	55	290.5	119.5	0.08	▲9	▲3.8	0.08



令和6年度における実施状況

○関係機関との企業向けチーム支援を実施した。1月末現在①37社（②うちゼロ企業18社）③新たに障害者を雇用した企業21社【年間①76社②32社③31社】

今後は令和6年度の目安値として定めた障害者雇用ゼロ企業32社を目標として選定・支援を行う。

○公務部門においては、年度当初の対象4機関に、今年度の報告により新たに把握した6機関を加えた計10機関のうち、令和7年1月末までに4機関が達成した。残り6機関については今後も継続した達成指導を行う。

○精神・発達障害者雇用サポーターの支援終了者113人のうち1月末までに101人が就職した。就職率89.4%【72.8%】

難病患者就職サポーターの支援終了者30人のうち1月末までに21人が就職した。就職率70.0%【66.0%】

いずれも年間目標値を上回っている。今後も各サポーターの支援内容について、引き続き周知する。

3 多様な人材の活躍促進

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 22~23

(3) 外国人労働者に対する支援

ア 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保、 改善の取り組み促進

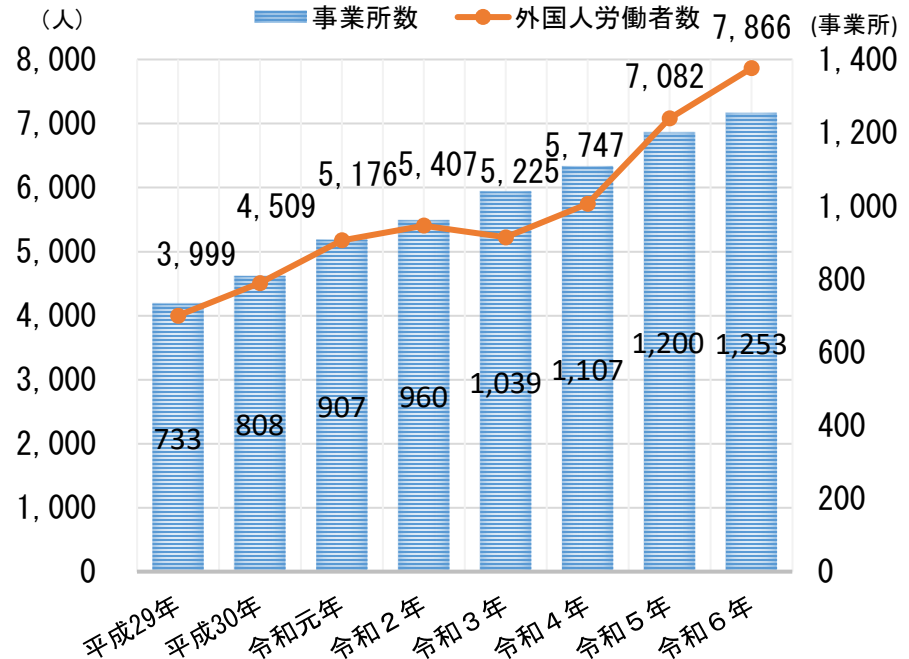
- ・ ハローワーク職員により外国人雇用事業所を訪問し雇用管理改善の助言のほか、外国人雇用状況届の確実な提出を指導した。
- ・ 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の活用について周知した。

イ 外国人労働者の労働条件の相談、支援体制の整備

- ・ 「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」について周知した。
- ・ 「職場のあんぜんサイト」に掲載した安全衛生教育用視聴覚教材等の活用について周知した。

外国人雇用事業所数および

外国人労働者数の推移



令和6年度における実施状況（実績は1月末）

- ハローワーク職員による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導 150事業所
- 外国人労働者問題啓発月間（6月）において、事業所・監理団体等に対して外国人雇用に関するルール周知・啓発
- 外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）による外国人雇用事業所の訪問、雇用管理改善に関する指導援助 26事業所
- 外国人雇用管理セミナー等において、県内における外国人労働者の雇用状況や雇用管理指導の他、前年度から実施している「外国人雇用実態調査」の円滑な遂行のため事業所への周知と協力を依頼した。

4 広報の取組みについて

○岩手労働局では、施策の発信力を強化するため、広報について様々な取組を行っています

S N S の活用

- ・X(旧Twitter)(2施設)、LINE(11施設)、Instagram(1施設)の活用に加え、新たにハローワーク久慈(LINE R6.9月～)、ハローワーク北上(Instagram R6.10月～)、ハローワーク釜石(LINE R6.12月～)を開設した。

テレビ・ラジオ・新聞等の活用

- ・ハローワークの利用案内、イベント情報等を紹介。(IBCラジオ、9～12月計33回放送)
※「大塚富夫のTOWN」(毎週土曜日 16:15頃)
※「のりこの週刊おばさん白書」(毎週日曜日 14:05頃)
- ・各マスコミへのイベント等の取材依頼(ベストプラクティス企業の訪問、合同企業説明会・相談会、林業現場の安全パトロール等)
- ・岩手県最低賃金について、県内全市町村へ広報誌掲載を依頼。
- ・労働局と岩手県が所掌する助成金制度をまとめた判りやすいリーフレットによる周知広報。

各監督署・安定所独自の取組

- ・安全管理・労働衛生管理の提供事例に対する表彰(一関署)
- ・労働災害防止活動取組事例による職場における危険性や有害性の可視化(花巻署、釜石署、一関署、二戸署)
- ・所内にデジタルサイネージを設置(盛岡、久慈)し、イベント情報などを効果的に発信している。

※その他

- ・記者懇談会では、資料を前日配付することでより踏み込んだやり取りが行われている。
- ・フォトレポートにより、最新の活動情報を発信している。
- ・最低賃金引上げに関する当局所掌の支援制度(助成金制度等)の他、中小企業庁・よろず支援拠点等と連携した周知広報等を行う。
- ・新聞等の媒体で記事が取り上げられた回数887回【1,100回】80.6%達成

局HPフォトレポート

岩手労働局長が令和6年度
ベストプラクティス企業を訪問
(R6.11.26)



「障害者雇用に関する優良な
中小事業主」(もにす認定)
(R6.12.12)



安全管理・労働衛生管理
好事例(一関監督署)



LINE(ハローワーク釜石)



Instagram(北上安定所)



Twitter(ハロトレ)

